



JUDI

088

20.JANUARY
2006

特集 「地域再生と景観デザイン」 関西

●特集：「地域再生と景観デザイン」関西

特集に当たって	1
1. 山の辺景観と里山保全活動	3
2. 尼崎21世紀の森構想における中央緑地整備	7
3. 自然との調和と共生の景観から生まれる地域再生	8
4. 住民の参画と協働に基づく集落景観づくり —兵庫県—	11
5. 祇園町南側地区の街づくり	17
●事務局より	22

発行者:都市環境デザイン会議 広報・出版委員会

「地域再生と景観デザイン」関西

特集に当たって

松山 茂
SHIGERU MATSUYAMA
(株) 都市空間研究所

今回の特集は関西を中心とした「地域再生と景観」です。

平成14年以降に都市再生特別措置法、自然再生推進法、景観法、地域再生法が相次いで成立・施行され、経済重視、量優先のまちづくりから、地域の自然、景観、生活、文化など質を重視するまちづくりへ、政策転換が一気に進んできたように思います。

景観は、地域の自然、歴史、文化等と関わり、人々の生活や産業活動が長く積み重なって形成される総合的なまちづくりの成果そのものであり、地域の営みが継続されなくなつた時に景観の存続も危うくなります。

今回は市街地に接する緩やかな斜面林や里山、河川、海岸線、田園集落、町屋など身近な自然再生や地域再生を通した景観づくり（風景づくり）に対する取り組みを取り上げた。

景観をまちの姿、カタチとしてだけとらえるのではなく人々の営みの積み重ねとしてとらえるなら、生活の営みが変化した中で、いかに地域の再生を行なながら景観づくりを進めるのかが大きな課題といえます。

地方都市での景観の乱れは、生活スタイルや地域コミュニティ、産業構造の変化等が原因となっているものが多い。

今回取り上げたのは、文化遺産的な価値を有する特別な地域の景観づくりではなく、人々の日々の生活やコミュニティ活動、生産活動を再構築し、地域の活性化を持続的に続けていく中で景観づくりに取り組んでいる以下の5つの事例である。

山辺景観と里山保全活動

大阪・京都・奈良では、周囲を山に囲まれた盆地状の地形を有し、周囲の山裾部の斜面林や里山は、市街地を縁取る骨格緑地景観として市民に親しまれてきた身近で重要な存在である。しかし、これらの斜面林や里山は、木材資源や林産物の供給源として機能を失い、手入れが行き届かなくなり、また宅地開発の波にさらられながらもかろうじて残してきた。緑地や景観、生態系としては重要な地域ではあるが、山林所有者に所有のメリットがなくなり、維持することが難しくなっている。このような状況下で、どのような方法で身近な緑や景観を守ろうとしているのか、またその活動の問題・課題について、大阪府下、特に箕面市の活動を中心に紹介する。

尼崎21世紀の森構想における中央緑地整備

兵庫県尼崎市の臨海部は、阪神工業地帯の一環として重化学工業が集積し、高度成長期の産業を支えてきた地域である。明治の初め、ドイツの世界的な地理学者リヒホーフェンから「世界で最も魅力的な景観」と絶賛された

瀬戸内海の一部を形成していたこの地域の臨海部は、埋め立てられ工業化により自然海岸や海岸緑地などはほとんど姿を消し、景観は一変し、尼崎市は工場の町としてのイメージが形づくられてきた。近年、産業構造の変化により工場等の遊休地が発生するなど、地域の活力低下に伴い、この地域を魅力と活力あるまちに再生させるために、陸域での環境負荷を少なくし、ゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境創出による環境共生型のまちづくりをめざす「尼崎21世紀の森構想」が計画され、具体的な活動が行われ始めてい

る。構想は50年から100年の長期的な取り組みであるが、今回はその一環として行われている「森づくり」について紹介する

琵琶湖・淀川流域圏の再生を目指して

琵琶湖・淀川流域は、近畿2府4県に流域圏があり、古くから近畿の人々の生活や経済を支え、自然の恵みや風景を形づくってきた重要な水系である。近畿の水瓶として、またそこから流れ出る河川として重要であるが故に、水利、水運、防災、レクリエーション等の実用面や安全機能に偏った整備が重視され、自然環境や生態系の保全、及び景観面の整備は後回しにされてきた。大きな水不足や水害がなくなった反面、豊かな風景を形成していた葦原などの自然や貴重な生態系が減少し、気軽に水遊びができるような環境も少なくなっている。そういう中で琵琶湖・淀川流域圏の再生をめざした動きを紹介する。

住民の参画と協働に基づく集落景観づくり

兵庫県では、農村地域等において地域の緑を保護しながら地域整備を進める目的で「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（通称：緑条例）を平成6年に制定し、線引き都市計画区域以外の地域で、総合的な土地利用計画に基づく計画的なまちづくりを進めようとしている。この条例は地域レベルでの開発規制を主目的としているが、一方では土地利用や景観形成に関する地区レベルの計画が策定されることを期待している。この地区レベルの計画は「里づくり計画」と呼ばれており、丹波地域などでは田園景観を秩序あるものに保全継承すると共に、地域の活性化を促す計画としても活用されており、全国的にも先進的な試みであるこの兵庫県の条例や計画の仕組みと計画策定の取り組み状況を紹介する。

祇園町南側地区のまちづくり

最後は、他の4つの事例とは少し趣が異なるが、京都の祇園町での京都市の新景観条例に基づくまちづくりの事例を紹介する。祇園町は古くから花街として栄え、京都の中でも特に伝統的な町屋が集積している地区である。このような歴史的な景観地区の中で、地域の人々がまちづくり協議会を立ち上げ、単に歴史博物館的な発想でまちづくりを進めるのではなく、街に住み商いする人々の伝統的な感覚による判断と責任で、住まいや商いの場所として活力を保つまちづくりを進めている活動事例である。

いずれの事例でも経済重視、開発重視で行われてきた地域づくりを見直し、地域が本来有する自然生態や景観を見直し、ゆとりある豊かな生活を取り戻したいと願う市民の価値観の大きな変化が感じられる。

また、それらの手法も、市民と行政や事業者が対立する構図から、市民、行政、事業者、研究機関などが協働で取り組みを行う方向になってきている。今後、それぞれのセクターの活動目的のずれ、あるいは市民間の価値観の相違などをどう乗り越えて活動を継続するのかが課題となっている。

山の辺景観と里山保全活動

増田 昇

MASUDA NOBORU

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科
教授

はじめに

関西圏の地勢を見ると、京都盆地や奈良盆地、大阪湾を取り囲む周辺山系の存在など、盆地の集合体と見ることができる。このような地勢の中で、山裾の緩やかな傾斜地は「山の辺」と呼ばれ、平坦部に広がる市街地の背景として関西圏では景観上特に重要な地域であり、風光明媚な景観や景域が形成されてきた。一方、市街地に隣接することや緩やかな傾斜地であることから開発の波に晒されてきた地域もあり、景観が混乱している地域も少なくない。このような状況から開発を抑制するための各種の法制度が適用されてきた地域もある。

これらの地域は里山と呼ばれる地域もあるが、昨今その保全が大きな課題となっている。1960年代ぐらいまでは、里山での柴刈りや落ち葉搔きは有機肥料や燃料源として農村生活の必然性の中で行われてきたが、燃料革命や化学肥料の普及によりその必然性をなくしたことにより里山の管理が放棄された状況にある。また、70年代以降の林業の不振により多くの人工林も間伐が滞っている状況にある。

現在の里山では、管理が放棄された状況に加え、松枯れの進行によってアカマツやコ

ナラ等の二次林では林内のブッシュ化やツタ植物の繁茂、竹林の拡大が景観上や自然災害上の大きな課題となっている。また、スギやヒノキに代表される人工林では、林床の劣化や材の成長抑制が同様の課題を発生させている。

従って、風光明媚な山の辺を保全するためには、各種の法制度による開発抑制だけでは不十分であり、植生の持続的な管理が求められている。

本稿では、大阪府下の里山保全の近年の動きと大阪府箕面市における山並み景観保全の取り組みの紹介を通じて、市民や企業参画と自然再生や地域再生の今後を展望する。

大阪府箕面市における取り組み

山なみ景観保全

箕面市では、北摂山系の山なみを保全するとともに、みどり豊かな自然と文化のあふれる都市景観を形成するため平成9年4月に景観条例が施行され、北摂山系の山裾に当たる部分に「山なみ景観保全地区」が指定された。ここでは、保全地区における現状変更行為又は新築等の行為の許可制度が導入されるとともに景観保全緑地の面積や建築等の高さなどの許可基準が示され、一定の保全策がとられた（写真1、図一1）。

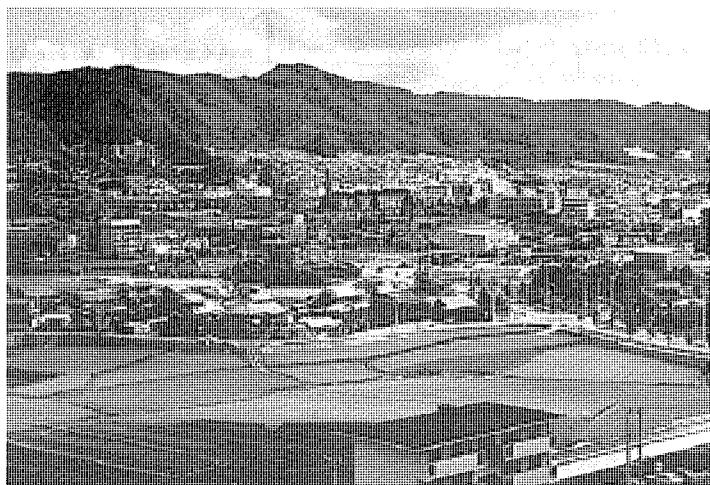


写真-1 箕面市における山の辺景観

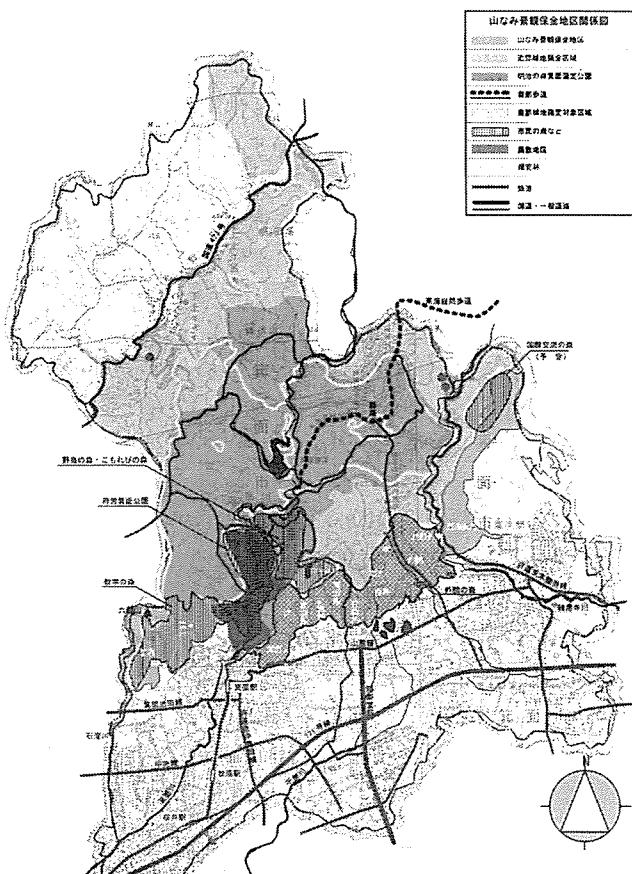


図-1 箕面市における山なみ景観保全地区関連図

アクションプログラム

山麓部の保全は多くの市民が望んでいる一方で、里山の保育管理は山林所有者に全て委ねている状況にあり、全国の里山と同様に管理の放棄によって劣化が進行しつつあった。そこで、全ての市民がともに知恵を出し合い、山麓保全に取り組んでいくために、保全地区の指定を契機として平成11年10月「箕面・山麓保全検討委員会」が結成され、足掛け3年の歳月をかけて平成14年3月には、山林所有者、市民および行政の三者協働による「山麓保全のためのアクションプログラム」が策定された。

検討の過程では、私権の制限や里山管理など山林所有者ばかりに負担を強い、市民はほとんど汗をかいていないのではといった意見や山林所有者のニーズと市民のニーズがマッチングしていないといった意見、このままでは山麓の環境や景観が劣化し手遅れの状態になるといった意見が交換された。アクションプログラムでは「四季折々の彩り豊かな安らぎの山なみ」を望ましい山麓像とし、「山麓部の現状と山林の多面的価値を再認識し、三者が協働で保全に取りくむ」を行動の基本理念とした。

この基本理念に基づいて「山麓部のみどりそのものの機能を最大限発揮させるとともに山麓部のみどりを支える人・資源・お金を循環させる」の目標とした。さらに、これらの目標を実現させる仕組みとして、①山麓にかかる多様な人と組織が情報や意見交換を行い、行動の起点となる「情報・意見交換・行動発生の場（プラットフォーム）」を設けること。②多様な人と組織をつなぎ、活動の場となる山林や活動をつなぐなど、三者協働による山麓保全の条件を整え、取り組みの仲的な役割を果たす「山麓保全を推進する組織（仲人組織）」を設立すること。③行政や助成団体などの支援や山林所有者、市民などの協力を得て、以上の取り組みを支える「資金循環のシステム」を整えることをまとめた（図-2）。なお、筆者はこの委員会の座長を務め、多くの教訓を得る格好の機会を得たと感謝している。

山麓保全ファンド

このアクションプログラムを受けて、平成14年4月には検討会に参画した市民を中心にして「みのお山麓保全委員会」が結成され、平成15年8月には大阪府からNPO法人設立の認証を受けた。また、箕面市では多大な努力によって、山林所有者および市民相互の協働による山麓保全活動を継続的かつ安定的に推進することを目的に2億円を信託して、公益信託「みのお山麓保全ファンド」が平成16年1月に創設された（図-3）。みのお山麓保全委員会は、山麓保全に関する中間支援組織（仲人）として、同年1月に市と「みのお山麓保全のための協働協定」を結び、ファンドの支援をするとともに

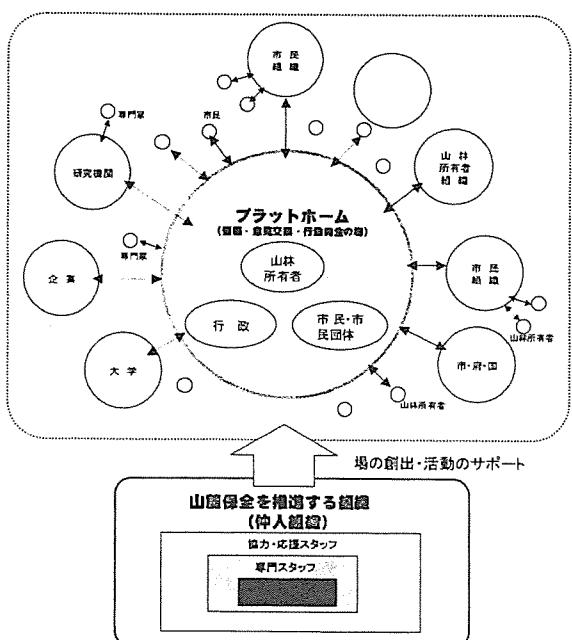


図-2 三者協働で山麓保全を進める仕組みイメージ図

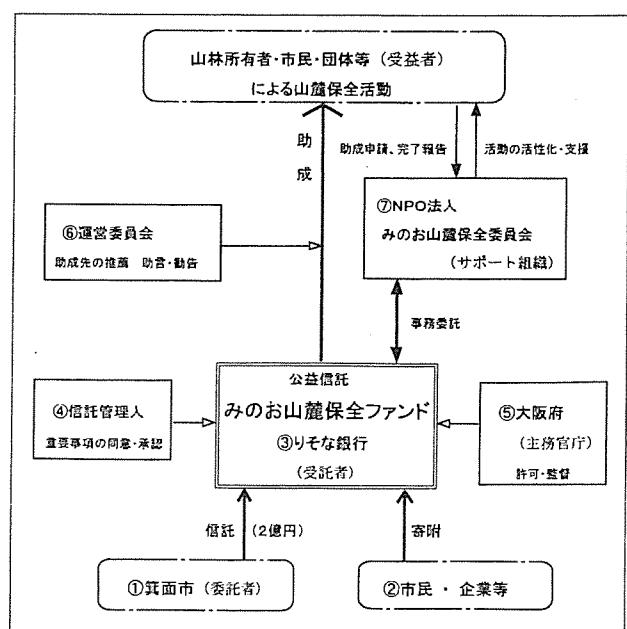


図-3 公益信託「みのお山麓保全ファンド」の枠組み

人づくり、イベントづくり、リサーチ、交流、新規事業づくり、PRなどを柱に様々な活動を展開している。一方、ファンドは、①里山の管理、②山の幸づくり、③里山とのふれあい、④山道の手入れ、⑤里山の自然保護、⑥山林の防災・保安・利用モラルの向上、⑦里山文化の育成、⑧山麓を支える人材育成、⑨山麓の学習・調査・研究、⑩山林の管理・活用、⑪山ろく保全に関わる団体等の交流、⑫山麓保全のための資金確保、⑬その他の活動に、上限 25 万円の助成を実施しており、山林所有者をはじめとして多様な市民や団体が助成を受けて活発な活動を展開し始めている。

残された課題

山林所有者からは山の手入れをしていると村の人と時々顔を合わせるようになったといった好意的な反応が得られている一方、山林の所有形態が非常に細分化されていることに加え境界明示がされていないことから山の手入れをしたくても出来ないといった課題も提出されている。都市近郊の山麓部は個人所有地が大部分を占めている上に細分化されており、保全活動の大きなネックとなっている。また、保全委員会では途絶えていた「マンドロ」と呼ばれる火祭りの再興とそれを通じた旧村との交流を始めているものの、一般市民に個人の所有地の管理を任せるための信頼関係の構築には至っていないのが現状であり、保全活動の大きなネックとなっている。一方、地ビールの販売促進を兼ねて企業と委員会が締結し、売り上げの一部を保全活動の資金に回すといった地域経済の活性への取り組みや間伐材を利用した市街地での公園遊具の製作など、資源やお金を循環させる仕組みも試みられているが、大きな循環までは至っていない。さらに、里山の保全活動の中で、景観やレクリエーション林を指向する価値観と生態系の保全を指向する価値観とが対立する場面も多々見られ、将来の植生景観を地域で共有することが大きな課題となっている。

大阪府における里山保全活動の最近の動き 森づくり推進ガイドライン

大阪は北摂山系と生駒山系、金剛・和泉葛城山系に抱かれ、淀川・大和川の河口部デルタ地帯に古代からの都市が形成されてきており、周辺山系は景観のみならず都市を支える多様な役割を担ってきた。中でも、大阪の都心部から真東に位置する生駒山系は、その山容と立地位置から古くからの靈山であり、今も大阪湾河口部の此花区の小学校でも校歌に登場するケースも見られる。

周辺山系の山裾は、古くからの集落の裏山にあたり里山と呼べるとともにその一帯には

社寺仏閣が数多く立地し、山の辺の景域を形成している。しかしながら、一帯の森林はもはや森林所有者だけでは健全な状態に維持することは限界となっている。

そこで、大阪府では平成 14 年から検討をスタートし、平成 16 年 3 月には府民との協働・連携による「森づくり推進ガイドライン」を策定した。このガイドラインでは、森林所有者、地域住民、林業者、都市住民、森林組合、NPO、ボランティア等が参加するプラットホームとしての「森づくり委員会」を各地区や集落で発足させるとともに農と緑の総合事務所を単位に「森づくりサポート協議会」を設置するとしている。森づくり委員会は、森林を有効に活用し、多面的機能を發揮させながら、適切に保全整備と管理を行って行くために、森づくりのプランニングと実行動とともに地域での各種の協議や調整、情報発信の役割を担う。一方、サポート協議会は府を始め市町村といった行政と専門家から構成され、森づくり委員会の活動を施策面と技術面、人材面でサポートするとしている。なお、このガイドライン策定にも筆者は座長を担った。

森づくり委員会

現在では、能勢町域での歌垣の森活動、北摂域での池田炭づくり支援協議会、天王山周辺森林整備推進協議会、生駒山系での生駒の森運営協議会、南河内の弘川寺歴史と文化の森ふれあい推進協議会、和泉葛城山系での神於山保全活用推進協議会など、17 の委員会が活動している。特徴的な活動を見てみると、池田炭づくりの協議会はクヌギの木を焼いて出来る黒炭で豊臣秀吉が茶会に用いたといわれる菊炭の技術の継承と里山管理との連携を目指して活動しているものであり、地域文化の継承とともに地域活性化が目指されている。天王山の協議会は歴史と文化が蓄積された景勝地である天王山周辺の竹林拡大を抑制し本来の景観の再生が目指されている。この協議会は大阪府と京都府の府境を越えて両府や大山崎町、島本町が参画している他に、各種のボランティア団体や自治会、神社等に加え、京都大学や山裾に醸造所のあるサントリー(株)も参画しており、多面的な広がりを見せている。生駒の森運営協議会も大阪府、東大阪市とともに大阪ガスや関西電力の地元営業所、コクヨ(株)をはじめとする 17 の企業と大阪産業大学人間環境学部が参画しており、同じく多面的な広がりを見せている。また、ここでは地球環境問題への対応として、森の保全活動内容に応じて CO₂ 貯金量に換算し特典と交換できるといった「森の貯金箱 CO₂」といったアイデアフルな制度が導入されている。

何れも、企業のCSR（社会貢献）としての戦略に留まらず、企業が立地する地域への思い入れがあればこそと思われる。神於山の協議会は全国に先駆けて平成15年1月に施行された自然再生推進法に基づいた里山保全活動である。環境省、林野庁、府、岸和田市、地元町会、市民協議会、関係団体で構成され、里山の再生を長期目標、竹林の適正な整備を当面の目標として活動している。

残された課題

大阪府では府民協働の森づくりをさらに展開させる意味をこめて、平成17年度には毎年11月を「山に親しむ推進月間」、同月第2土曜日をおおさか「山の日」とする宣言をした。昨年11月の第1回山の日には、行政関係団体企画イベントが46件、これを上回る47件のイベントがNPOやボランティア、民間団体によって開催された。

昨年の山の日のイベントでも見られたように、行政と連携した森づくり委員会の他に、数十にも及ぶ里山活動団体が存在し、多様な展開を見せていく。一方、箕面市の取り組みでも述べたように、私有林への展開は同様の課題が残されており活動場所の確保が大きな課題となっている。また、活動資金の確保、若い世代への世代継承、地域コミュニティとの連携など、同様の課題を抱有している。

このような状況の中で、道路や河川、公園などの公共空間の管理に導入されているアドプト制度（里親制度）を森林にも導入しようとの動きが見られる。この動きでは地球温暖化対策を背景に企業の環境CSRとして森林の広葉樹化を図ろうとするものである。府民参画に加え、企業市民の参画が模索されている。

おわりに

地域固有の景観は、地域の地勢や気候などの自然環境や歴史と生活や都市活動との相互作用の中で生み出されるものであり、日々の継続的な係わり合いが、その景観を持続させるといわれている。山の辺の景観に見られるように日々の生活との係わり合いの必然性が喪失されることによって、それらの景観が劣化するケースは他でも多々見られる。係わり合いの新たな必然性をどのように生み出して行くのか、係わり合いをどのように持続させていくのかといったことが共通の課題であろう。

今回見てきた里山保全活動は明確な目的性の下に地域にこだわらず比較的広域から集まり、活動するいわばテーマ型のコミュニティといえよう。広域から集まることによって専門的な知識や技術をもった人材が集まりやすいことや強い思いと行動力がある反面、多様

な価値観への許容力が若干低く、初期のメンバーから多様なメンバーや若い世代などへの継承や地縁型のコミュニティとの連携などが課題となっている。一方、地縁型のコミュニティでは各種の問題点や課題を日々の生活に反映させやすい反面、人材が限定されていたり、多様な価値感を持った人々が混在することによって課題の共有化や実行動への展開に時間が掛かるといった面を抱有している。また、両コミュニティとも資金循環面が弱点である。このような両コミュニティの弱点を補完する意味でも、両コミュニティの連携を促進し、問題の所在する地区や集落といった実空間に活動が統合的に反映されて行くことが望まれる。さらに、中間支援組織としての行政の役割やスポンサーとしての企業市民の役割も益々求められるところである。

いわゆるエコシステムズ・アプローチと呼ばれているような環境の総体を現す景観、地域コミュニティ、地域経済がそれぞれ相互に連関しあうことによって、地域の健全性が形成され、持続されるといった総合的なアプローチが益々求められるところである。

最後に都市景観デザインの原稿としては、里山保全活動に偏重した面はご容赦願いたい。

尼崎 21 世紀の森構想における中央緑地整備

北洞 鋼一
KITAHORA KOICHI
国際航業 株式会社

■「尼崎 21 世紀の森構想」と中央緑地

「尼崎 21 世紀の森構想」は、兵庫県尼崎市の臨海部の約 1,000ha を対象とし、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境を創出し、環境共生型のまちづくりをめざすものです。この構想の核となるのが中央緑地といわれる約 29ha の森で、スポーツ施設を主体とする第 1 工区が平成 18 年春に完成し、落葉広葉樹や草地を主体とする第 2 工区、照葉樹林や海浜を主体とする第 3 工区の造成工事が進んでいます。事業は兵庫県と尼崎市が協力して進めています。

■森づくり手法の特徴

中央緑地はこれまでの都市公園の森づくりとは画期的に異なる手法を採用して森づくりを計画しています。

すなわち、

- ① 郷土に自生している樹木だけをつかった森づくり
- ② 市民が種拾いから苗を育て、森の育成にかかわる森づくり

という手法を採用して森づくりに取り組み始めました。

【郷土に自生している樹木による

森づくり】

中央緑地では、徹底的に郷土に自生している樹木にこだわって森をつくります。そのため、武庫川・猪名川流域などの自生の森から種を拾いそれを育てるにより森をつくります。

【市民が種拾いから苗を育て、

森の育成にかかわる森づくり】

市民が森づくりに参加する事例は多いと思いますが、中央緑地では市民が専門家とともに流域の森に出かけ、ドングリなどわかりやすい種子を拾います。この種子を中央緑地の事業地内の圃場や他の事業用地などで市民参加のもとで苗を育て中央緑地に供給するシステムを採用しています。もちろん専門業者に任せせる部分もありますが、今のところ、市民参加による苗の供給は全体の半数以上を予定しています。なお、種子の出所が明確になれば、苗のホームステイ制度など自宅で苗を育ててもらう方法なども考えていく予定です。

このような森づくりを行うため、中央緑地は初期には高木がほとんどない幼樹ばかりの森ができるという、通常の都市公園の森づくりでは考えられない景観が出現します。したがって、完成後の初期段階では、市民が森で憩う、自然とふれあうという即効効果のある森は期待できません。しかしながら、こ

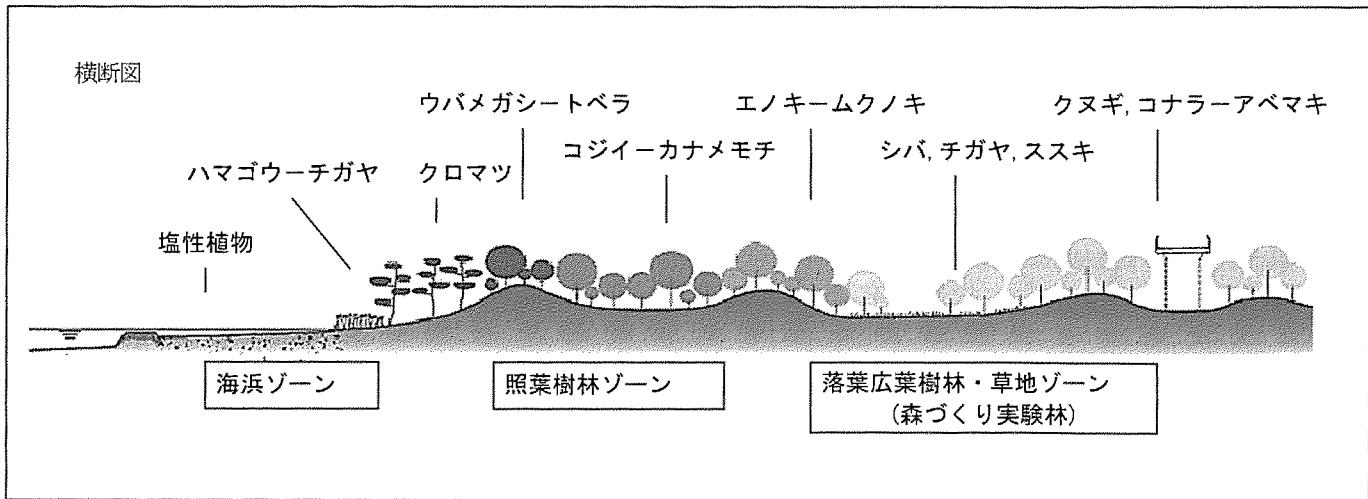
の緑地はみんなで協働して森づくりにかかり、完成後の絵が確実でない中、みんなで試行錯誤してつくりあげていくというまちづくりと共通した大切な意義があります。土地造成の部分は時間的な予測もできますが、森の部分は時間軸が不明な部分も多く何年後にどのような森になるか分からない部分もあります。いわば、スローライフのスタイルに合った森づくりかもしれません。なお、この森の位置づけが、「森をつくりあげる実験の場、実践の場」とされていることもうなずけます。

尼崎に残る森での勉強会



■森の構成

つぎに、どんな森をつくるかですが、第一工区のスポーツ施設のゾーンを除けば、海浜ゾーンと潜在自然植生である照葉樹林のゾーン、落葉広葉樹林・草原ゾーンに分かれます。このうち、落葉広葉樹林・草原ゾーンについては、特に市民参加が望まれる部分で、日本の農耕文化が育んできた人が手を入れることによって成り立ってきた森、すなわち人と自然が共存してきた森となります。これは日本の文化を象徴する自然であるとともに、人と共存することにより維持されてきた日本の大切な生態系もあります。草地ゾーンのチガヤ、ススキ草原に古来から人が刈り取りなどの管理を行うことによって維持されてきたもので、それによってオミナエシ、カワラナデシコといった本来身近にも見られた草花も復活する草地にしたいと考えています。



照葉樹林の部分は、地域の海岸近くの潜在自然植生であるコジイーカナメモチ群落とし、海の風から守るためにウバメガシトベラ群落で囲みます。この部分は、基本的に専門家による育成・管理を考えています。



仮圃場で市民がドングリの植え付け

■現在の活動状況

現在の森づくり活動は、臨海部の1,000ha全体を対象とする「尼崎21世紀の森づくり協議会」や、中央緑地の森づくりのための森づくりの勉強会である「尼フォレストの会」などが、市民参加での種拾いや苗木の育成に取り組んでいます。しかしながら、市民参画はまだ始まったばかりで、今後、市民の輪を広げ、どのようなシステムでこの森をつくりあげていくのか、試行錯誤を繰り返しながら森づくりを進めていくことになると思います。

自然との調和と共生の景観から生まれる

**地域再生
～琵琶湖・淀川流域圏の再生
を目指して～**

**横山 あおい
YOKOYAMA AOI
有限会社 エイライン**

1. はじめに

関西における最も重要な水資源に琵琶湖・淀川流域がある。その琵琶湖・淀川流域には、以下の特徴がある。

- ① 琵琶湖に流入する1級河川が120、排水河川が、瀬田川1河川しかない。
- ② 琵琶湖を源にもつ淀川には、大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、三重の2府4県にわたる8,326km²の流域面積があり、約1,100万人の人々の暮らしを支えている。
- ③ この琵琶湖・淀川流域は、風景（景観）の美しさゆえに、日本の中でも古くから、歌に詠まれ、絵に描かれ、物語の舞台となっていた。

また、歴史的には、この琵琶湖・淀川流域は、千数百年にわたり、平安京をはじめとする都の交通、物流網として、また、そこに広がる豊かな森林や農地により、都の生活経済基盤として支えてきた。

近代以降、産業構造の変化や、都市化の加速が、自然と調和するように共存してきた暮らしに変化をもたらしてきた。そこには、人々の生活様式の変化だけではなく、河川氾濫原の都市域拡大、都市的土地区画整理事業による環境負荷の増大が高度経済成長期に起きた。

日本全体が、高度経済成長期から成熟期に入り、琵琶湖を中心とした地域は、いち早く、その自然と調和するように共存してきた風景をとりもどし、地域を再生することに取り組みはじめた。その取り組みは、単なる環境改善を目指すだけではなく、人の心の再生までを視野に入れ活動が始まっている。川を生かし川に生かされるように、人を生かし人に生かされるようなそんな取り組みの中から、自然景観と地域再生について考えてゆきたい。

2. 琵琶湖・淀川流域の現状

琵琶湖・淀川流域における景観に影響を及ぼしている課題は以下の事が上げられる。

(1) 地形の変化

- ① 人口増による急速な市街地化やレクリエーション利用の拡大により流域での丘陵地の樹林や山林が、減少。その事による2次的被害として、保水機能の低下等による土砂流出が起り、山間部や丘陵地での崩落、加速する天井川化による河川の瀬切れ、(高度経済成長期における水利用の増加も影響)琵琶湖の冬期間に起こる高水位波浪による浜欠けなどが起こっている。
- ② 堤や床止めなどの横断工作物によって、縦断方向に連続性が分断され、また、ダムなどによって、河川の流れの状況が平滑化されることにより、河道の固定化が起り、砂洲の森化が起こっている。
- ③ 水系での自然景観の最も美しい干潟、ワンド、たまりなどの湿地帯、瀬と淵が、都市的土地区画整備により減少している。
- ④ 洪水に対する安全性を高める為に構築してきた堤防、高水敷、単調な形状の水路などによって横断的な連続性が分断されている。
- ⑤ 治水目的の河岸の人工化などによる親水性の喪失。

(2) 生態系の変化

- ① 人口増による急速な市街地化により流域での生物の生息・生育環境が著しく変化した事により、河川、田園、山林等流域が持っていた自然環境の中で育まれてきた多様な生物の生態系の変化。
- ② オオクチバス、ブルーギル、などの外来種カワウ等の異常繁殖による在来種の減少。
- ③ 冬季に腐敗沈殿する外来種ウォーターレタスによる水質悪化が引き起こす淡水貝類等、底生動物の生息環境の悪化。
- ④ 琵琶湖における内湖、葦帯、前浜といった水陸移行帯の減少や分断、琵琶湖と水田などへの移行経路の分断による琵琶湖固有種等の生態系ネットワークへの影響は、琵琶湖固有の自然景観に影響を与えて

いる。

- ⑤ 河川水位の低下により湿地帯が減少し、陸生植物が繁茂し、砂洲や葦原が減少することによる生態系が作る、河川特有の景観が変化している。
- ⑥ ダムなどの構造物や河川に流入する生活排水や事業排水による汚濁負荷の影響によるアオコ赤潮が発生している。

3. 琵琶湖・淀川流域に望む景観

(1) 広報誌「たかとき川」で詠まれた景観

琵琶湖の湖北地方は、都市化が進んだ琵琶湖湖畔の中で、最も自然と共存した生活を送っている地方である。この地方には、高時川が流れ、川と地域を知つてもらう為の広報誌「たかとき川」がある。この広報誌の表紙には、余呉町の歌人谷口秋翠氏が読んだ俳句が掲げられている。

雪解川 遠嶺は春に 逆らふか
たたずまい 崩さぬ山や 里の秋
山頂の 池の静寂に 栖実落つ
どの家も 萱を鎧へり 冬構へ

大きな自然があり、そこ人がいて、自然による恵みや人の付き合い方がそこには、歌われている。あるときは、小さな自然の表情に耳を傾け、また、あるときは、自然の循環の中に身を浸す。そんな人と自然とのやり取りがこれらの歌から伝わってくる。そこには、いつも來ても変わらず、いつも來ても違うそんな景観があり、また、そこには自然と調和するように共存してきた人々の暮らしを感じ事ができる。

(2) 自然景観再生の為の目標

我々、景観を専門としているものは、都市化が進んでしまった自然景観（環境）の再生をすすめる為に目標をどう置くかということを必ず考える。例えば、昭和40年ごろの水質。例えば、昭和30年ごろの暮らし。など様々な目標を立てたりする。これは、目標が明らかな為効率の良い徹底した取り組みを行なうことができるが、景観や地域再生において、その副作用のあることも十分に我々は学習してきた。また、最近では、地域の市民活動団体や地域住民、行政等を交えて再生について進めていくことが多いため、世代の違いによる風景の共有が出来なくなっていることも体験してきた。

つまり、昭和30年代の生活も昭和40年の頃の風景も知らない人たちと共に再生を行ない引き継いでもらうことになるのである。また、琵琶湖らしい、淀川らしいと目標を掲げても“らしさ”的基準はバラバラであり、消極的表现である為「こうかな?」「こんな感じかな?」と一步が踏み出しへ向く。

このことは、皆が理解出来る具体的な景観(風景)を掲げることで克服できる。

(3) 「琵琶湖・淀川流域連携交流会」の設立趣意書に見る景観

個々の活動を緩く繋いだネットワークとして誕生する「琵琶湖・淀川流域連携交流会」の設立趣意書の冒頭では、以下の具体的表現が使われている。

「今から50年ほど前まで、琵琶湖淀川流域のあちこちに、夏冷たく冬暖かいおいしい井戸水がありました。川の浅瀬、ワンドなどには水族館でしか見られなくなった魚たちが藻の間を陽光にきらめきながら泳いでいました。そのころの子供たちは魚つかみに夢中になり、魚とともに泳ぎまわったものです。

初夏にホタルが舞い、秋にはアキアカネの群れが飛ぶ風景もありました。

また、街中には穏やかな空気が流れ、困った時には助け合う人情がありました。――――――」

(「琵琶湖・淀川流域連携交流会」の設立趣意書より抜粋)

このような具体的な事柄を表現する事は、だから何をするのかを導きやすくしている。

この設立趣意書の抜粋からは、琵琶湖・淀川流域が望む景観から地域再生の方向性まで窺い知る事ができる。単なる水質や環境、景観だけでなく命あるもの全てがいきいきとする事が再生の目標として表現している。また、人の心が、地域再生には重要である事も表現している。

4. 再生への様々な取り組み

市民団体や地域住民、行政の人々と話を重ねて見てくる共通点は、大きく2つある。

- ① 高度経済成長に伴い、物の豊かさ便利さと引き換えに、豊かな自然や人情など失ったことによって、これではいけない何かしなければと言う人々の思いからさまざまな取り組みが始まっていることである。
- ② バラバラであるかもしれないが、それぞれの活動を通じて得られた事柄は、新しい発見と、新しい仲間が出来ると元気が

出るということである。その様々な事に係わる活動の一つ一つの重なりが、環境を変え、景観を変え、人々の心模様も変えその関わり合うことが地域再生へ一步づつ進めていくことになる。

つまり、「自主的に、楽しく、気軽に」交流を通じて相互理解を深め、起こりがちな利害の対立を共通の課題へと高めることにより地域は再生をしていくのであるといえる。

自然との係わり合いもなく、人と人との係わり合いも考えず、自分の利害、人間の利害だけで突き進んできた事に様々な破綻をきたし、危機感を感じ、“自然と調和するように共存してきた暮らし”を目指し、“自然と調和するように共存する景観”を地域は、目指し始めているのである。また、人は景観を作り、景観は人を作るものもある。その景観を持続的に守りつづけていくのも人である。これらの事から、自然景観の再生に関わる事は、常に繋がりやかかわりを意識し、多くの人たちと聞きあいながら再生していくことであるといえる。

住民の参画と協働に基づく 集落景観づくり－兵庫県

横山 宜致
YOKOYAMA NOBUYOSHI
(有)緑のまち研究所

近年、市街地でコンパクトシティが指向されているのに並行して市街化調整区域や都市計画白地区域でも計画的な土地利用計画に基づく住民参画のまちづくりが推進されている。本稿では兵庫県における市街化調整区域と都市計画白地区域における住民の参画と協働に基づく地域・地区レベルのまちづくりの取り組みを筆者の経験に基づき紹介する。

■市街化調整区域－特別地域指定制度

兵庫県では、市街化調整区域においても地域の実情に応じて開発許可制度の弹力的に運用を図るべく、開発指定区域に引き続き、都市計画法第34条第8号の4に基づく特別指定区域制度を創設し、平成16年度から導入している。目的は、人口減少などの調整区域の活力低下や沿道スプロールなどの土地利用の混乱に対処することを意図している。地区ではまちづくり協議会が、土地利用計画を策定した場合市町の申し出により、県が特別指定区域に指定し、地区に必要な一定の開発（建築行為）を許可し農地を保全しながら活力のある計画的なまちづくりを推進しようとするもので、実際には平成18年5月に廃止となる既存宅地制度の救済処置的な面を有している。現在播磨地域の市街化調整区域を中心に田園まちづくり推進事業として特別指定区域制度が導入されている。特別指定区域は、市町の土地利用計画あるいは地区土地利用計画いすれかに基づき指定することが可能であり、兵庫県では以下の9つのメニューを用意している。

- ①地縁者住宅区域
- ②新規居住者の住宅区域
- ③地縁者の小規模事業所区域
- ④既存事業所の拡張区域
- ⑤既存工場の用途変更区域
- ⑥資材置き場等の区域
- ⑦地域振興のための工場区域
- ⑧流通業務施設区域
- ⑨市町公営住宅区域

このうち市町の土地利用計画でのみ定められるのが⑦⑧⑨、地区的土地利用計画でのみ定められるのが①②③となっている。すでに小野市や赤穂市等の8市町で策定され、平成17年度は稻美町、福崎町、たつの市、太子町で策定されている。私が係った太子町では、平成16年度町の土地利用調整基本計画を策定すると共に、特別指定区域の導入意図を持つ地区でアドバイザー派遣等により、まちづくり協議会の設立を促し、平成17年度地区土地利用計画を策定し、今年度、地区での特別指定区域を指定する予定になっている。太子町で2地区を担当したが、市街化調整区域

は純農村的な地域から市街地に近い住宅地まで、その住環境は非常に幅が広く、同じ調整区域でも地区によって大きな差となっている。このため地域の実情に合わせて柔軟に工夫しながら計画を策定している。

この制度は、全国的にも初めての取り組みであり、策定しながら、県の運用基準を改善していく側面も有しており、地区的実情に合わせるために試行錯誤しながら進めているのが実状である。太子町の経験では、指定メニューが住宅系と事業所・工場系しかなく地区的活気や中心的脈わい（集落の玄関や中心地）を作り出す上で日常サービスを伴う商業施設が特定エリアに指定できない点が大きなネックとなった。いずれにせよ、市街化調整区域でも土地利用計画に基づき計画的なまちづくりが推進できることとなり、住民主体のまちづくり協議会による地区レベルの計画が可能となった。農用地には指定できないが、詳細な地区計画と異なり、住民にもわかりやすくなじみやすい点で、画期的な取り組みといえる。ただし後述する緑条例同様、土地利用計画だけでなく、地域のまちづくりの将来像を描く中で、創出型のまちづくりの視点を盛り込み、住民主体の総合的なまちづくりの実践の契機とする視点が重要である。

■都市計画白地区域－緑条例

兵庫県では、昨年から「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」の指定拡大が進められている。緑条例とは、緑を保護しながら地域整備をしていくという趣旨で制定された条例で、平成7年から淡路と丹波地域において施行されている。もとは平成元年4月に公布された「淡路地域の良好な地域環境形成に関する条例」を母体としている。淡路では昭和63年10月に総合保養地整備法、いわゆるリゾート法の適用を受ける中で、淡路の緑を保護しながら地域整備をしていくという趣旨で制定された。この条例を、淡路だけでなく一般的なものにしていくことになり、平成6年に淡路条例の名称を変更し、現在の緑条例が公布されることになった。淡路と丹波に加え、平成17年11月には北播磨北部地域（西脇市、加西市、中町、加美町、八千代町）と中播磨地域（夢前町、神崎町、市川町、福崎町、大河内町）、西播磨地域（宍粟市、龍野市、上郡町、佐用町、安富町）そして南但馬地域（養父市、朝来市）に指定されている。これによって兵庫県では線引き都市計画以外の地域では、緑条例を制定し、総合的な土地利用計画に基づく計画的なまちづくりが可能となっている。

◇丹波地域の取り組み

県の緑条例は、生活環境の保全等を図る目的から、地域レベルの計画制度で開発行為、建築行為等の規制について一定の土地利用基準を定め、加えて地区レベルの計画制度により基準を詳細化、高質化することを意図している。すなわち緑条例は、地域レベルの開発規制制度と地区レベルの計画制度を合わせ持つ制度となっている。

○地域レベルの土地利用計画

丹波地域では、沿道市街地等のスプロール化等に対処するため、平成15年環境形成区域と地域環境形成基準の見直しを行い、まちの区域、さとの区域、歴史的な町の区域、森を生かす区域、森を守る区域の5つの区域にゾーニングしている。特徴的なのは、まちの区域の基準を緩め、さとの区域の基準を厳しくしたこと、そしてまちの区域で宿場町や歴史的な趣の残る区域を歴史的な町の区域としたことである。まちの区域の建築基準を緩めることで田園の広がるさとの区域を保全し、まちへの開発誘導を行い、緑化基準を厳しくすることで、景観的に配慮したものを意図している。県は見直しに当たり、市町担当者と共に小学校区単位での説明会を重ねながら、住民の理解と制度の徹底を図った。この説明会等の見直しを通して、住民はゾーニングへの理解というよりもむしろ条例自体の認知向上につながり、丹波地域は田園景観を秩序あるものに保全継承しようとしている意図が理解される要因になったと思っている。その後丹波地域では、見直しに伴い、県民局で組織している住民の丹波ビジョン委員がこの緑条例に着目し、その後毎年NPO法人たんばぐみと共にしまちづくりフォーラムを住民主体で開催するようになり、昨年度のむらワングランプリを含め、すでに3回開催している。丹波地域では、緑条例は住民にも大いに認知されているといえる。丹波県民局では見直し後、緑豊かな環境形成委員会を組織し、地域環境基準に基づき、建築・緑化指導等を行っている。また見直し後建設された施設や委員会の審査施設等も毎年調査を行い、地域環境基準がどのように反映されているかがチェックされており、新たなガイドラインの制定等も現在委員会で検討されている。

○地区レベルの里づくり計画

住民の条例への認知向上と共に、丹波地域では地区レベルの計画づくりが盛んに行われるようになった。集落単位で自治会を中心となり、里づくり協議会を組織し、緑条例のもうひとつの柱である地区整備計画が、里づくり計画と称して各地で策定されている。特に

丹波地域では、篠山市が、三田市に接する丹南町の先駆的な条例を引き継ぐ形で、4町合併による新市発足（平成11年4月）とともに「緑豊かな里づくり条例」を施行し、住民主体の里づくり計画策定を進めている。しかし從来はどちらかといえば、行政が働きかけて策定を促す面があったが、緑条例見直し後は、集落自治会の方から相談が寄せられる形となり、開発状況に応じた作成から、集落自治会の機運に応じた作成区域へ変化し、必ずしも開発圧が高い区域ではなく、自治会のやる気のある地区で計画策定されている状況となっている。

○篠山市の里づくり計画

篠山市では、これまでに表1に示す6地区において里づくり計画が策定されており、いずれも集落を対象とした里づくり計画となっている。

表1 計画策定地区一覧表(篠山市)

地区名 (集落)	面積 (ha)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	策定年
野中地区	52	160	495	H10年
北野新田	30	23	—	H11年
日置地区	61	110	325	H14年
野間地区	49	52	139	H16年
黒田地区	70	140	430	H16年
乗竹地区	104	33	129	H16年

※世帯数・人口は計画策定時の数値

表3は、里づくり計画に盛り込まれると考えられる計画内容を6つのテーマと28の項目に区分し、行政が行う規制等の意味合いが強いものを上部に、住民が実施する里づくり活動の意味合いが強いものが下部に位置するよう並べた。各地区の計画内容を精査して該当項目に○印を付し、合わせて市条例、県の緑条例が想定している計画項目を示し、地区名は策定時期が古いものから順に上から下へと並べている。

市条例、県の緑条例は開発規制を主たる目的としており、本来は土地利用や景観形成に関する「規制」や環境「保全」に関する計画が策定されることを里づくり計画に期待している。表2によると、初期に策定された野中地区、北野新田地区の計画では、ほぼ市条例、県条例が想定している計画項目に沿って計画が策定されているのに対し、平成14年以降に策定された計画では、市条例、県条例が想定している計画項目をカバーしながら、条例が本来は想定していない里づくり「活動」に関する計画項目についても広く計画対象としていることが分かる。「施設整備」に関する計画内容を見ても、開発に伴う道路や公園の確保といった「規制」型の計画ではなく、散策

路や親水公園などの整備について具体的に記述した「創出」型の計画となっている。このように里づくり計画制度は、住民が自ら開発等のルールづくりを行う「開発規制型」と、住民が主体となって地区の事業を行う「里づくり活動型」に大別できる。こうした特徴は平成16年から策定が始まった丹波市でも同様の傾向となっている。(なお、丹波市においては、緑条例に基づく計画策定事例が石生地区にあるが、これは土地区画整理事業に基づき策定された新しい「まち」型の計画であるため、里づくり計画と位置づけていない。)

○丹波市の計画整備地区

丹波市では、篠山市のような市条例を有していないため、緑条例に基づく計画整備地区として計画策定している。緑条例の見直しに伴う住民説明が、きっかけのひとつとなり、春日町が着目し、多田と国領の2地区で里づくり計画を進めることとなった。篠山市の里づくり計画をモデルに、策定されているため、当初から総合的な地域づくりの戦略を持った土地利用計画となっている。

表2 計画策定地区一覧表(丹波市)

地区名 (集落)	面積 (ha)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	策定年
多田地区	108	98	413	H17年
国領地区	135	234	767	H17年

○里づくり計画の活用方策

丹波地域で施行されている篠山市条例、県の緑条例は「開発規制型」の計画制度にあたる。土地利用調整、景観形成といった開発規制型の計画分野は、集落空間を保全し、質を高めるために必要な基本的な計画分野であり、法令による担保力の発揮という意味で計画制度らしい計画分野である。しかし、計画策定後は地区住民が受け身の立場になるという特質を持つ。特に、開発圧力の低い地区では、せっかく地区住民が頻繁に集まって計画を策定しても、その後はほぼ休眠状態になるのが実情である。

これに対し、里づくり活動型の計画分野は、計画策定後においても住民の能動的な活動につながるという特質を持っている。一般に、里づくり活動を実践することは新しい里づくり計画を発案することにつながり、里づくりが前へ前へと転がっていく展開となる。開発規制型の計画は守備的であるのに対し、里づくり活動型は能動的である。丹波地域においては中心部における人口増(または人口維持)と周辺部における人口減少という二極化が進行しており、こうした周辺部の集落において住民主体による活性化が求められていることを勘案すると、現在の守備的=「開発規制型」

の計画分野だけではなく、能動型=「里づくり活動型」の計画分野をも付加した「総合型」の計画制度に拡充することが望まれている。

○里づくり計画の推進組織

県の緑条例は、地域レベルの開発規制制度と地区レベルの計画制度を合わせ持つ制度であるのに対し、市条例は地区レベルの計画制度を定めたものである。また、策定主体は市条例が「里づくり協議会」であるのに対し、県の緑条例は「市町」となっている。このため、篠山市ではまず、市条例に基づき里づくり協議会が策定した「〇〇地区里づくり計画」を市長が認定、これを基に、市が「〇〇地区整備計画」を策定し、緑条例の審議会に諮って知事が認定、といった手順を踏んでいる。

表2に整理した篠山市の里づくり計画では、市条例が里づくり協議会を組織化するよう規定しているため各地区とも、その推進組織は「里づくり協議会」としている。これまででは集落を単位として計画策定が行われたため、集落には、自治会と里づくり協議会が並立する形態をとる。一方、丹波市においては、県条例に基づいて里づくり計画を策定することになるが、県条例では推進組織の形態を規定していないため、里づくり協議会によることもできるし、自治会が直接に推進組織となることもできる。例えば、私が支援した多田地区では、自治会と里づくり協議会を並立させる形態ではなく、自治会の付属機関として「里づくり委員会」を設置する形態を採用した。これは、里づくり計画の策定等に関する意志決定はあくまで既存の自治会組織において行おうとするものであり、集落の決定機関の一元化を意図している。また、多田地区では、「多田区全域を里山と位置づけ、その自然環境や生活環境を守り、育てること、区民及び会員相互の親睦を図ること」を目的に、「保月の里・里山づくりボランティア会」を設置している。ボランティア会の12グループ(草花管理・植裁、昆虫飼育、樹木名札づくり、間伐、下刈り・草刈、枝打ち、樹木の植裁、植物マップの作成、広報、土木、木工、水質検査)に延べ142名が登録しており、それぞれの会員が能力や適性を生かして里づくり活動に参加する仕組みになっている。

既存の自治会=基礎集団=地縁型コミュニティを土台としながら、隣保、婦人会、青年団、老人会、消防団といった既存の下部組織とは異なる「委員会」や「ボランティア会」といったテーマ型で緩やかな機能集団を組み込む多田地区的組織づくりは、農村地域における新しいコミュニティのあり方を示唆していると思う。

○丹波地域の支援制度

里づくり計画策定後は農村だけに新たな開発は少なく、地区の将来像に基づき住民の主体的な活動による参画型のまちづくりが展開されている。その財源は、ほとんど里づくりに係る支援制度を申請活用しながら、計画策定地域で実践されている。活動の命綱というべき、丹波地域で現在活用できる「里づくり支援制度」は表4に整理される。県16件、篠山8件、丹波2件、計26件の支援制度がある。

行政の支援制度は、[計画一活動]の面から見れば主として「計画策定(空間計画の策定、活動計画の策定)を支援する制度」と「里づくり活動を支援する制度」に区分される。また[行政一集落(住民)]の面から見れば「行政が特定の政策目的を達成するために設けた支援制度」と「住民の自由な発意による計画

づくりを支援する制度」に区分される。表4の「計画支援」は、住民が行う里づくり計画策定に対する支援であり、支援内容は、アドバイザー派遣、コンサルタント派遣等の形態となっている。このうち<計画支援1>のグループに該当する2件の支援制度は、開発行為、建築行為に対する規制を行う目的で制定され、市条例と緑条例の実効性を担保するための支援制度である。これらの条例では、地区的土地利用調整や景観形成に関するルールを里づくり計画として策定することとなっているが、この計画策定には地域計画に関する専門的な知識が必要となることから、アドバイザー派遣、コンサルタント派遣といった支援が不可欠である。これに対し、<計画支援2>の2件の支援制度は、特に計画テーマを限定せず、住民が行う里づくり全般を支援対

表3 各地区的里づくり計画の内容

テーマ	項目	篠山市 条例	兵庫県 緑条例	篠山市						丹波市		規制 保全	活動 創出
				野中	北野	日置	野間	黒田	乗竹	多田	国領		
土地利用 調整 I	ゾーニング	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	用途制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	開発行為の規制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	建築行為の規制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	その他(造成等)規制	○		○	○	○	○	○	○	○	○		
景観形成 II	建築物等の意匠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	建築物等の色彩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	建築物等の材料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	緑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	屋外広告物					○	○	○	○	○	○		
施設整備 III	道路、道					○	○			○	○		
	川、水路、ため池					○	○	○	○	○	○		
	広場、公園、緑地			○	○	○	○	○	○	○	○		
	拠点施設					○		○	○	○	○		
	駐車場、その他							○	○	○	○		
環境保全 IV	森林の管理	○	○			○		○	○	○	○		
	里山づくり	○	○				○	○	○	○	○		
	生物					○		○		○	○		
	その他					○	○	○	○	○	○		
生活・文化 V	福祉、生涯学習					○	○		○	○	○		
	祭り、イベント					○		○		○	○		
	花いっぱい運動					○		○	○	○	○		
	文化財					○	○	○	○	○	○		
村おこし VI	農業振興							○	○	○	○		
	特産品づくり					○	○		○	○	○		
	田舎暮らし						○						
	交流イベント						○	○	○	○	○		
	広報、その他					○	○	○	○	○	○		
推進組織	協議会	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○		
	自治会		△							○			

地域レベル(市町域レベル)計画の対象項目

象として、アドバイザー派遣、コンサルタント派遣等の支援を行っている。

「活動支援」は、住民が何らかの里づくり計画に基づいて実施する里づくり活動に対する支援であり、支援内容は活動資金の助成、物資の提供等の形態となっている。このうち、＜活動支援1＞の17件の支援制度は、特定の活動テーマを掲げて設置された支援制度である。丹波地域では、拠点施設整備、里山づくり、生涯学習、緑化、都市交流等を活動テーマとして、活動資金助成等の支援を行っている。私が副理事をしているNPO法人たんばぐみでは、「丹波まちづくり支援事業」により、アドバイザーとして地域を支援している。同事業が創設された平成15年度からの3年間で、10の集落からの様々な計画テーマについて支援し、一定の成果を挙げている。

図1は、＜活動支援2＞「地域団体活動パワーアップ事業」の支援件数を整理したもの。この事業は、地域の既存団体が実施する地域づくりを支援するもので、支援対象となる活動が限定されておらず、住民に最も身近な制度として幅広い支援実績がある。丹波地域では、同事業が創設された平成15年度以降の3年間に、小学校区15地区、集落53地区、合計68地区において延べ136件の里づくり活動が主体的に実施されている。実に多様な計画テーマで里づくり活動が行われている。

○今後の方向性

地区的住民が頻繁に寄り合い、自分たちの地区について学習し、考え、将来像を描き、共有すること、そして共に活動することは、そのこと自体が地域を活性化する効果を有している。里づくり制度は、その関係性の構築に貢献し住民が地区の将来像を専門家と共に協議し描く上で大変有意義である。また里づくり協議会自体も篠山市や県で認知されるため、住民のやる気や地区の結束を図る上で有效地に機能している。但し計画策定後は、プラン化されていても予算措置はないため、様々な里づくりに関する支援制度を申請活用し、独自にまちづくりを展開しているのが実状である。この図式は、市街化調整区域の特別指定区域の地区も同様と成る。このため丹波地域では独自に県民局で縦条例を担保するための支援制度を創設し運用している他、地域に張り付いた形で支援している（財）丹波の森協会の存在も大きい。さらにNPO法人たんばぐみがまちなみ景観部会を立ち上げ、集落散策のteku-tekuやボランティアとファンドによる古民家再生の取り組みなど、市民の視点で様々な活動を展開している。行政以外に住民が気軽に相談や情報を得る機関が存在する

ことで、難解な縦割りの様々な支援メニューが活用され、まちづくりが展開されているのが実状である。播磨地域の市街化調整区域では、行政以外のこうした体制が整っておらず、策定後地域でサポートする体制づくりが必要不可欠に思える。なお丹波地域では、県民局も里づくり計画の地区協議やワークショップに毎夜市担当者と共に参加している。播磨地域の特別指定区域では町のみで、住民には実際開発指導する県民局はなじみのない存在となっていることも指摘しておきたい。

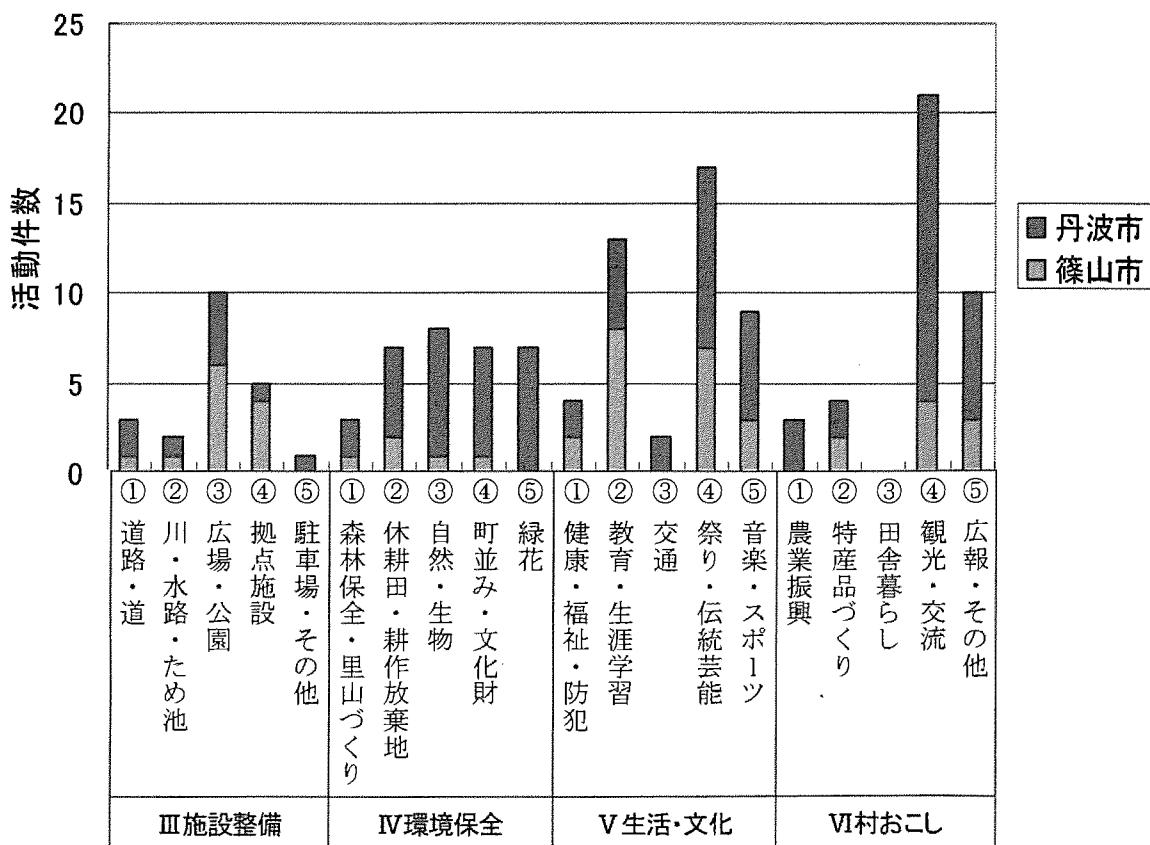
住民の計画ニーズは実に多様で、集落の状況によって様々である。さらに、今後は里づくりの進展・成長に合わせて計画を逐次見直していくことも必要となる。高揚した意識を持続させながら、目に見える成果を挙げていくためにも支援メニューの充実とサポート体制の構築が必要である。なお、県のパワーアップ事業と同種事業に米国シアトル市の近隣マッチングファンド・プログラムである。この事業では、助成額にマッチするボランティア労働や自己資金を提供することを助成要件としている。これは、参画と協働という理念を具体的な形式にしたものと考えができる。支援制度の制度設計にあたっては、施策の理念をこのような分かりやすい形で表現する工夫も今後大切である。

また、丹波地域における里づくりは、これまで大半が集落を単位として計画策定され、活動が実施されている。コミュニティ意識の高い農村地域では、集落区域と異なる区域設定は考えにくいのが実状である。ただし、広域合併により両市とも集落ではなく小学校区等を単位として、地域づくりに取り組みたい意向を持つ。逆に住民は、行政窓口が疎遠となり集落や地域が取り残されたような不安が高まっている。里づくりにはリーダーやスタッフといった一定の人材が必要であるため、人口減少と高齢化が進み、単独では活動が困難な集落も郊外で増加している。しかし小学校区では連絡協議の経験はあるが、里づくり等の推進や実践母体となった経験に乏しく、集落から校区となると他人事のように思う住民も少なくない。校区協議に集まる住民も大半が自治会長などの役員で役職以外の活動などとても考えられる状況ではないのが実状である。集落区域をベースとしながら、誰もが参加できる開かれた協議の場を構築し、校区で目標を共有化し、連携しあいながら集落主体に実践していくような体制構築が求められており、今後郊外部では集落の独自性を尊重しながら校区での里づくり計画の策定が期待されているといえる。

表4 地域で活用できる里づくり支援制度一覧

区分	制度・事業名	担当部局	計画内容
計画 支援1	まちづくり支援事業	県土整備部都市政策課	I II IV
	里づくり推進補助金	篠山市開発指導課	I II IV
計画 支援2	丹波まちづくり支援事業※	丹波県民局まちづくり課	I II III IV V VI
	「快適空間」創造まちづくり活動支援事業	県土整備部景観形成室	I II III IV V VI
活動 支援2	地域団体活動パワーアップ事業	県民政策部参画協働課	III IV V VI
	棚田地域集落支援事業	農林水産部農村環境課	III IV V VI
	コミュニティ活動推進事業	篠山市の各公民館	III IV V VI
	小集落活性化事業補助金	篠山市の各公民館	III IV V VI
	生き方を育む校区事業	丹波市教育委員会社会教育課	III IV V VI
活動 支援1	県民交流広場整備事業	県民政策部生活創造課	III④
	多自然居住交流拠点整備支援事業	県土整備部都市政策課	III④、IV③
	空き家活用型多自然居住空間整備支援事業	県土整備部都市政策課	III④、IV③
	まちづくり防犯グループ	県民政策部地域安全課	IV①
	里山林再生事業(里山ふれあい森づくり)	農林水産部豊かな森づくり室	IV②
	中山間地域等直接支払制度	農林水産部農村環境課	IV③、VI①
	外構緑化助成事業	県土整備部景観形成室	IV⑤
	集落等福祉活動補助金	篠山市社会福祉協議会	V①
	エコツーリズムバス(一般分)	健康生活部環境政策課	V②
	青少年地域活動事業補助金	篠山市教育委員会生涯学習課	V②
	地域コミュニティサポート事業	丹波市教育委員会社会教育課	V②
	花いっぱいモデル助成事業	県土整備部都市政策課	V⑤
	空地緑化支援事業・緑化用苗木配布事業	県土整備部都市政策課	V⑤
	地域緑化育成事業補助金	篠山市商工観光課	V⑤
	ふるさとむら保全活動	農林水産部農村環境課	VI④
	都市農村交流バス助成金(グリーンツーリズムバス)	農林水産部総合農政担当	VI④
	都市農村交流バス助成金(わが町PRバス)	農林水産部総合農政担当	VI④

図1 地域活動団体パワーアップ事業の実施状況(H15~17)



□参考文献 農村地域におけるコミュニティ再生のための実践的計画論に関する研究 平成17年2月

□農村地域におけるコミュニティ再生のための実践的計画論に関する研究(その2) 平成18年

祇園町南側地区のまちづくり

上林 研二
(京都造形芸術大学・京都精華大学非常勤講師、
N P O 祇園町南側地区まちづくり協議会理事、
株地域生活空間研究所)

南側地区は四条通（かつて祇園町通と呼ばれていたことがある。）より南で建仁寺境まで、西は大和大路通より東は東大路通に至る区域にあり、木造の伝統的建築物が密度高く集積する。

活動は景観新条例の誕生ではじまった

平成七年三月制定の京都市市街地景観整備条例（以下、景観新条例）は、歴史的建築物の保全修景行為への支援が可能な「歴史的景観保全修景地区」制度を新設制度として盛り込んでいた。指定候補地区は幾つも用意されていたが、その筆頭は東山区四条通以南の祇園町南側や宮川町という花街を含む地区である。地区指定のための調査は平成八年度から3ヵ年計画で動き出すことになっていたが、新年度を前に、地元の新聞に調査業務が始まる旨の記事が掲載された。すると間髪を入れず、祇園町南側花町町内会長の杉浦貴久造氏が市役所を訪れ、机をたたいて抗議したという。曰く「地域の誰が調査を認めたのか」と。景観新条例制定の立て役者であった吉田秀雄氏と杉浦会長に、後にこの時の記憶を辿ってもらったことがあるが、会長は「うまくいなされた」と言い、吉田は「ビビッた」が「地域の要望もあって…」とだけ言ったという。杉浦会長にすれば、祇園町南側のど真ん中の町会長が知らないことであり、地域では寝耳に水の感覚だったようである。机を叩いた杉浦会長の動きは速かった。通称南側五ヶ町の他の会長を訪問して、まちづくりの重要性と、それは地域の人間が自ら行うものであって行政からおしつけられる性質のものではないこと、まちづくりを進める組織が必要であることなどを説明し、組織結成の同意を取り付けた。種々の準備をして八年八月に「祇園町南側地区協議会」設立総会を成功させた。行政当局としては歓迎すべき進展だった。というのも、新条例は地域の「景観づくり活動」を支援する施策も盛り込んでいたからで、その地域組織ができた訳である。この日以後、京都市は当協議会とパートナーシップで調査や計画を進め、大きな成果を収めることとなった。

地区的概略史

祇園町という花街は、祇園社の門前町として鎌倉時代のはじめ頃に発生し、応仁の乱後の祇園会の復興とともに水茶屋町として歩むこととなる。寛文頃には大和大路通

に沿って外六町が開かれ、ついで四条通の北、白川沿いの新橋付近に内六町がもうけられるなど広大な遊興地が出現し、西新屋敷（島原）を圧倒するほどになった。元治二年(1865)には「祇園新地焼け」もあったが、復旧著しく、この頃、祇園町北側を含め芸妓560人、舞妓176人といわれた。

明治五年(1872)、四条通南側一帯の建仁寺はその塔頭が64院から14院に整理され、広大な境内地のうち約1万8千坪が上知令で京都府に移管された。半年の後、京都府から下京第一五区（弥栄）に対し、同区内の芸娼妓の授産のための基本財産として払い下げられた。翌年その対価として同区から943円93銭8厘が上納されたが、この時に尽力したのは万亭（一方）杉浦治郎右衛門である。五月の京都新聞第七四号には「祇園町女紅場（旧万亭宅）の西に並んで新路を開き、下川原あるいは建仁寺境内に続ける市街を作り、その町名を花見小路、南園小路、青柳小路、初音小路と号し、また、建仁寺塔中正伝院外23ヶ寺を買得し、女紅場の分局を設け、養蚕、製茶あるいは療病館等を置き、または歌舞伎場を造り」とある。



図一1 西花見小路



図一2 青柳小路

同年、京都博覧会社による博覧会が西本願寺、建仁寺、知恩院で開催されたが、その「附博覧」として、市内の各花街に娯楽プログラムの提供を依頼され、祇園町では杉浦治郎右衛門と京舞井上流三世井上八千代が協力して「都をどり」を創案した。踊りは多くの人々を魅了したこととなり、今日まで続いているのである。

時代は下って明治二七年になると四条通の一次拡幅（北へ拡幅、北座が廃止される）が実行され、明治三〇年代になると祇園町はますます繁栄、女紅場によるお茶屋宅地の整備が進むのである。

明治四四年、八坂病院跡地を祇園新地甲部組合が入手し、大正二年三月一五日に現在の歌舞練場が新築落成した。純檜造で、客席約五百席、待ち合い所などを含め建坪1千3百坪の大規模建築である。明治四五年には市電軌道敷設のため四条通の第二次拡幅（南へ拡幅）が実行された。さらに、大正元年の市電開通に合わせ京都府により遊興地の地域改正が実施されて、四条通と大和大路通に面する部分は郭区域から除外、一力を除いてその他のお茶屋は営業が禁止された。一力も四条通側にあった主玄関は花見小路通へ移動させられた。これらの事業や施策は結果的に多くのお茶屋を祇園町南側に集めることとなった。



図-3 花見小路

町並み景観と継承努力

平成八年度から始まった調査においても、祇園町南側の景観は「茶屋建築の連なる町並み」と評することができたが、人々の外観は単一ではなく、それぞれが他家に負けまいとして外観に工夫のあとがみられる。繊細であるがゆえに、どことなく微妙に違う。祇園では、繊細さを誇り、あるいは澄

ました様子の出た華やかさが感じられる空間と写った。（南に隣接する宮川町では、澄ました様子はやや後退させ、庶民をも招き入れる華やかさを強めている。）京都では他にも花街があるが、茶屋経営の厳しさもあってそれらの町並みにはほころびが見え出していた。しかし、当地区はそれがあまりない。それには理由があった。祇園町南側では多くの宅地が学校法人八坂女紅場学園（以下、女紅場と略す。）の借地であり、当該宅地での増改築・補修などの工事に際しては、事前に関係図面を提出し、地主である女紅場の承諾を得る必要があった。そして、女紅場が策定した町並み保存に関する「趣意書」に「合意」して工事を行う旨誓約すると、建築行為承諾料の相当額が減額されるようになっていて、町並み保存が実をあげる仕掛けが盛り込まれていたことが大きい。この他にも女紅場学園は、「借地権を譲渡するときは地主の承諾と譲受け希望者に対して町並み保存の必要性を伝え承させること」としていて、保存意識の継承も重視されていた。

祇園町南側地区における女紅場の借地は196画地で、これは全体の62%に過ぎない。他の120画地には、キョーラク（株）や松本氏などの借地もあり、また居住者の持ち地もある。こうした人々は女紅場のような「基準」をもって対応してはいないが、歴史的な町並みと祇園町の独特の雰囲気を伝えるため、長年にわたって大きな努力を払ってきたという。

祇園町南側地区協議会が羅針盤になろう

地域の意見を京都市の景観整備計画に反映させる目的をもって、平成八年八月一〇日、五ヶ町町内会住民とお茶屋などの営業主ら二九九戸が「祇園町南側地区協議会」を設立させた。

設立趣意書は、「歴史博物館的な発想によって整備されるなら、単に観光名所にするだけのことであって、地域から活力を奪うことになる」と指摘し、「私達の街のこれからの方針は、この街に住み商いする私達自身の伝統的な感覚による判断と責任で決めるべきものである」と住民自治を高らかにかけ、「総意を代表する機関として、行政当局ならびに関係組織・機関と正式折衝できる組織にすることを目的」として

設立するものであるとした。事前に設立準備会が2回開かれ、設立の労をとった杉浦氏が協議会会长に選出された。

総会終了後、「景観整備計画についての懇談会」が開かれた。懇談とは名のみで、冒頭、司会から来賓の市議に対し、平成三年の市会請願と美観二種の指定なり今回の景観整備計画立案調査との関係を聞くことからはじまり、副会长からはJRA馬券売り場撤退を京都市と競馬場長に迫る場面があつたり、幹事からは新美観地区第二種地域指定過程における住民不在が指摘され、今後は当協議会と連携を密にして、事前の合意を得て決せられたいと市当局に答弁を迫るなど大変白熱した懇談会であった。監事に就任したおかみから、「これからは勝手に進まず、協議会と一緒に進む」とお約束しあうおくれやすと述べると、あちらでもこちらでも拍手が起つた。吉田（前述）氏は、「調査する・しないも含め皆さんと相談の上で進めたい」と約束した。まとめの挨拶に立った杉浦会長の顔は、協議会設立が無駄でなかつたことを確認した様子で晴れ晴れとしたものであつたという。

設立をみた協議会は、毎月の役員会と年1回の総会でもって運営されることとなつたが、役員会は課題解決に際する一貫性や専門性に配慮して3つの委員会を立ち上げている。ひとつは場外馬券場の撤去問題について日常的に交渉する「ワインズ京都交渉委員会」、二つ目は道路の維持管理や美化について、住民の要望把握や当局と交渉する「道路問題検討委員会」、三つ目は町並み景観の整序問題を専門的に深める「景観問題特別委員会」である。（この後に「業種規制委員会」が誕生している）

住民の声をつかむ

京都市は、町並み景観の整備に関するアンケート調査を悉皆形式で実施した。対象者は、居住者（アパートやマンションの居住者は除く）と事業者である。調査は、平成九年二月末に調査票の配布を開始、早い町内は三月五日に回収を完了した。回収票は一八八票で、長期不在者を除けば対象者のほとんどから回収できた。それは協議会の会長をはじめ副会长が全面的に協力したからである。一部を紹介しておこう。

【敷地の広さ】60～120平方メートルクラスが38%、60未満クラスも14%ある。

【土地建物の所有関係】主要な型は借地持家型46%で、借家型も26%あり、持地持家型22%は低い。

【建物の構造など】木造真壁70%、木造大壁7%、鉄骨造11%である。階数は、二階73%，三階10%、四階以上は僅か3%である。平家建も2%ある。

【建物の気に入っている点】持家の方に限定しているが、一位は「外観の風格」23%である。「庭や坪庭」11%も高い方である。

【自分の町内で他人が建替える場合に希望したい建物】「木造にして欲しい」65%で、「何でもよい」12%は低い。階数は「二階希望」49%、「三階」29%である。「何階でもよい」12%は低い。建物外観のあり様については、最も多い意見は「伝統様式を守って建築」42%である。「けばけばしくなければ良い」13%とする消極的な意見は低い。「格子やスダレが似合えば良い」も13%、「個人の好みにまかす」は僅か4%である。

【仕事を発展させる上で解決したい課題】ここでも「祇園らしさの保持」64%が高率である。次いで「まちの風紀の向上」56%。四条通の北側で、客引きや醉客が夜ごとに繰りひろげる破廉恥な光景が南側に伝染することへの警戒が第二位である。三位は「町並み景観の保全」45%である。仕事そのものの課題もあり、「業種魅力の増進」30%、「顧客の拡大」28%、「後継者確保」28%となる。

【立地を許したくない業種】かねてより祇園町南側では、歌舞練場のすぐ南にある「JRA場外馬券売り場」の移転を申し入れている。この問題の住民意識は高いと聞いていたが、事実アンケートでは「困る」57%が第一位である。以下、性風俗営業36%、パチンコ店15%と続く。ゲームセンター、カラオケ、ラブホテルも上がっている。

【美観地区制度の周知度と評価】美観地区制度をよく知っている人とだいたい知っている人の合計は72%である。知らない人は14%と少数派である。高い周知度であることがわかるが、町並み保全上「これでよい」とする人は21%で、「別の制度が必要」38%、「高さ制限をもっと厳しく」15%などの積極的な意見が50%を超えた。

【町並み景観を整える目的】「来訪者を増やす」13%、「商売振興」16%で、観光名

所型の整備や自分の営業にすぐ反映させたいようなせっかちな目的をあげる人は少数派である。「伝統的文化の保全」34%、「住みやすい環境形成」19%といったそれぞれの家の仕事が文化的な建築空間の中で營まれ、暮らしやすい環境として充実していくことを目的の中心に据えている人が多い。

【整備を望む公共施設】行政への期待として「電線・電柱の整理や街灯の整備」61%が高い。次いで「消火栓などの防災設備」47%、「水道管・ガス管などの地下埋設物の整備」32%、「道路面の美化」24%となった。

浮かび上がった課題はすべて解決

アンケート調査の結果は全て協議会に報告された。協議会では、定例の役員会を毎月欠かさず続けていたが、この調査によって住民の気持ちが定量的にわかったことで、地に着いた議論ができたという。ほぼ一年近くの議論を経て平成一〇年三月に開催された祇園町南側地区協議会総会は、次の活動計画を提案し、満場一致で承認した。

【議案】『歴史的景観保全修景地区の指定を今年度中に受け入れる。なお、具体的規制や誘導内容を定める地区景観保全・整備計画は、われわれ住民の総意による「当地区の保全・整備計画の基本内容」の通りのものとなるよう京都市当局に申し入れる。』(文面は筆者が要約している)

【提案理由】当協議会が前二回の総会で確認してきた当祇園町南側地区の伝統的な町並みとこの景観保全問題に対する基本的態度は次のとおりのものでした。即ち、①当地区は、そこに住み商いを営む人たちの幾世代もの長年にわたる努力によって創り出され受け継がれてきた伝統的な町並み景観と、いわゆる「祇園情緒」と呼ばれる独特的の雰囲気をいまに伝えてきた。これはわれわれの誇りであるとともに、社会的価値も大きく、後世に継承し、更に発展させていかなければならないものである。②そのためには、当地区の町並み景観にそぐわない建造物などの増設を防止し、また、改善を求めることが必要である。③同時に、当地区に適用されるべき法令等による規制は、文化財保護的の発想による瑣末かつ硬直的なものではなく、当地区的伝統的な優れた町並み景観の保全という大枠のなかで、住み、商いを営む人たちの優れた創意と知恵と感

性が發揮し得るものでなくてはならない。したがって、この市が起案する規制内容については、当協議会の同意が不可欠である。なお、地区指定の受け入れについては、あくまでも拙速は避けなければなりませんが、「駆け込み建築」の懸念もあり、いつまでも引き延ばすことはできませんので、平成一年三月までに確定することを目指すこととした(原文一部省略)

景観協定を結ぶ

現在運用中の「景観保全・整備計画」は平成一一年六月三日に決定告示されたのだが、一週間前の五月二六日、協議会の一一年度総会が開催され、地域は「景観協定」を結んだ。

歴史的景観保全修景地区が指定されても漏れ落ちる問題を整理してきた協議会は、自主的な協定を締結して、それらの解決を図ろうとした。当然ではあるが、建築確認申請を必要としない建築行為は行政との協議が入らない。また、町並み景観を整えていく上で外観改変や看板、屋外照明、自動販売機、軒先テントの色彩・形状は、祇園情緒を守る上で重大な関心事である。そこで、外観に係る全ての行為に「景観保全・整備計画」の「趣旨」を徹底させようとしたのである。



図一4 私設消火栓

ことごとく課題を解決

京都市は、かねてからの地元要望であった花見小路通の石畳化と電線電柱類の整理・地中化、地下埋設物の更新を実施した。平成一一年度から一三年度までの時間と約六億円を要する大事業で、魅力ある質の高い道路修景である。樹本市长を迎えて、一四年一月に歩き初めをし、祇園中が祝った。

なお当地区は、実は私道が多いのであるが、その整備費用の捻出を協議会から J R A に投げかけ話がまとまった。現在までに、花見小路と同じデザインで 5 路線の私道が石畳となった。

さて、協議会は設立後、毎年大規模な防災訓練を実施している。地元は「燃えやすい建物を良しとした宿命だ」と考えている。こうした取り組みの一方で、私設消火栓の整備を行ってきた。軒下とその家の水道を借りての整備である。幸いなことに当地区では40ミリ径の水道管引き込みをしている家が多く、十二分の消防能力を持ったものとなっている。現在二三カ所まで整備してきた。こうした地域防災力を高める取り組みを伝建地区に比して強力に進めながら、防火地域・準防火地域の解除を要請してきたが、解除などを定めた条例を一四年一〇月八日の市会で可決され、祇園町南側の歴史的景観保全修景地区が適用第一号となった。

を伸ばした人が集まる地域でなければならないと役員たちは口をそろえて言う。それが全文 26 条からなる平成版町式目の策定である。

紙面の都合で活動の全てを紹介できませんので、是非とも地区を訪問してください。



図一4 防災訓練の様子1



図一5 防災訓練の様子2

町並みは人並みだ

協議会は数々の取り組みを展開してきたが、役員も地域も確信を深めつつあるのは「町並みは人並み」ということである。最終的には、それぞれの暮らし向きがよくなりたい、子育て環境をはじめ広く住環境も良い町にしたい、そのためには、少し背筋

事務局より

1. 新会員の紹介

2006年3月～2006年5月の入会者は下記の通りです。(入会順、敬称略)

5月31日現在の会員数は、462名です。

正会員氏名	勤務先(プロック)
山室 浩一	(株)コトブキ(関西)
塩川 和久	(株)PAS計画(関東)
新田 裕司	(株)アービカルネット(九州)

2. 退会者(2006年3～5月)

石本正明、岡本嘉久一、勝田幸仁朗、川窪広明、斎藤秀也、中村久二、西村幸夫、笛木坦、森田昌嗣(敬称略)

元代表幹事で国際委員の川井由寛氏が2006年4月に逝去されました。ご冥福をお祈りいたします。

3. 住所変更等(敬称略)

氏名	変更内容(新)
有賀 隆	早稲田大学理工学部 〒169-8555 東京都新宿区大久保3-4-1 55号館N棟7F06A Tel. 03-5286-2746 FAX. 3205-2897
飯泉 朋子 (旧姓菰田)	太平洋セメント(株)中央研究所 〒285-8655 千葉県佐倉市大作2-4-2 Tel. 043-498-3844 Fax. 498-3809
岡 紘理子	関西大学工学部建築学科 〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 Tel&Fax. 06-6368-0826
尾辻 信宣	九州大学大学院人間環境学研究院 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1 Tel. 092-642-3348 Fax. 642-3349
角野 幸博	関西学院大学総合政策学部 〒669-1237 兵庫県三田市学園2-1 Tel&Fax. 079-565-7813
工藤 安代	アート&ソサイエティ 〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町19-39-304 Tel&Fax. 03-3235-8130
堤 肇	鳳コンサルタント(株) 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-8-35 Tel. 06-6441-5035 Fax. 6459-2976
三田 育雄	(株)田園プラザ川場/三田地域研究室 〒156-0054 東京都世田谷区桜丘4-13-30 Tel&Fax. 03-3420-3446

編集後記

地域再生と景観デザインというテーマが多様なために、まとまりのない特集になったことは否めないが、テーマの如何に関わらずそれぞれの地域で市民が主体となり、色んなセクターが参加し協働のまちづくりや景観づくりが進みつつある事がわかり、まちづくりが着実に変化してきているのを感じさせられた。

広報委員会

白濱 力	石崎 均
澤木 俊問	伊藤 光造
土田 旭	加茂みどり
近田 玲子	河本 一行
菅 孝能	松山 茂
中嶋 猛夫	横山あおい
櫻井 淳	吉田 慎悟
松村みち子	横山 裕
島 博司	作山 康